

就学援助制度について

南九州市に住所を有し、かつ南九州市が設置する学校に通う児童生徒を就学させることが経済的に困難な保護者に対し、小学校及び中学校で係る費用の一部を援助しています。

1 就学援助の認定要件

経済的な理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者

- (1) 生活保護を受給している（いた）場合
- (2) 市民税非課税である又は減免を受けている場合
- (3) 児童扶養手当を受給している場合
- (4) 国民健康保険税及び国民年金の掛け金の減免を受けている場合
- (4) その他生活状況の悪化等により援助が必要と認められる場合

2 決定の通知

認定の結果は7月中旬ごろ、保護者へ通知します。

3 支給方法

援助費は、年3回（7月、12月、3月）に分けて、申請者名義の金融機関口座に振り込みます。ただし、学校納付金に未納がある場合などは、学校での受け取りとなりますのでご了承ください。

◆就学援助の支給額（年額）

区分	学年	学用品費等	新入学学用品費	修学旅行費	体育実技用具費
小学校	1年生	13,230円	54,060円	—	—
	2～6年生	15,500円	—	実費支給	
中学校	1年生	25,040円	63,000円	—	7,650円
	2・3年生	27,310円	—	実費支給	

※ 学校給食費は、無償化により保護者の実費負担がないため、支給はありません。

※ 学用品費等は、学用品費、通学用品費、校外活動費を含みます。

※ 1年生が対象の新入学学用品費には、通学用品費相当額が含まれています。

※ 中学校に入学する児童（小学6年生）の新入学学用品費の入学前支給（3月）を希望する方は、12月中旬頃に配布される申請書を提出してください。入学前支給を受けた方は、中学校で1学期に支給される新入学学用品費等の支給はありません。

- ※ 修学旅行費は、対象者（対象学年かつ実際に行った場合）のみに支給します。
- ※ 体育実技用具費は主に柔道着等の購入に際して支給するもので、表示金額は上限です。
- ※ 学校で実施される健康診断の結果により、対象となる疾病の治療（医療保険適用分）は、医療機関を受診する際に医療券の交付を受けることで援助されます。
〈学校保健安全法施行令第8条に定める（対象となる）疾病〉
 - ・トラコーマ及び結膜炎
 - ・白癬、疥癬及び膿痂疹（とびひ）
 - ・中耳炎
 - ・慢性副鼻腔炎及びアデノイド
 - ・う歯
 - ・寄生虫病
- ※ 要保護（生活保護受給）世帯については、修学旅行費と医療費のみが対象です。